

教育・保育給付等支給認定申請書

宜野湾市長 殿
宜野湾市教育委員会教育長 殿

令和 5 年 10 月 13 日

【保護者氏名】 宜野湾 太郎

次のとおり、子ども・子育て支援法第19条の教育・保育給付等支給認定を申請します。

1. 対象となる児童と保護者の情報

	氏名(ふりがな)	生年月日	性別	住所
申込児童	(ふりがな) めのわん いちろう 宜野湾 一郎	☎・R 30年 4月 30日	♂・女	宜野湾市野嵩1丁目1番1号 ギノワシティ101号
保護者1 父・母 その他 ()	(ふりがな) めのわん たろう 宜野湾 太郎	S・☎ 元年 1月 1日	♂・女	同上
保護者2 父・母 その他 ()	(ふりがな) めのわん はなこ 宜野湾 花子	S・☎ 2年 2月 2日	男・♀	同上

	個人番号(マイナンバー)	電話番号	令和5年1月1日時点住所(都道府県と市町村名)
児童	○○○○○○○○○○○○○○		
保護者1	○○○○○○○○○○○○○○	●●●-●●●●-●●●●	沖縄県うるま市
保護者2	○○○○○○○○○○○○○○	▲▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲	沖縄県うるま市

2. 希望する認定の種類(※口にチェックを付けてください。複数選択可能です。)

<input type="checkbox"/>	①認可保育施設等での保育(2・3号認定)	※いわゆる保育認定です。保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
<input type="checkbox"/>	②幼稚園等での教育(1号認定)	※いわゆる教育認定です。幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)をいい、おおむね午前中のみ利用となります。就労等の『保育を必要とする事由』は不要です。
<input type="checkbox"/>	③幼稚園等での教育(1号認定)と預かり保育	預かり保育については①と同様に就労等の『保育を必要とする事由』が必要で

3. 認定を希望する期間

認定開始日	令和 6 年 4 月 1 日	認定終了日	令和 年 月 日
【未記入の場合】次年度一斉入所申込の場合には次年度4月1日から、それ以外の場合は申請日からとして取り扱います。		【未記入の場合】小学校就学前までとして取り扱います。	

4. 保護者が保育を必要とする事由(※上記2で②のみを選択した場合は記入不要です。)

	保育を必要とする事由
保護者1	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
保護者2	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()

5. 受給している手当等がある場合(※保育料算定や入所審査のために子育て支援課から保護者様に裏付けとなる資料の提出をお願いする場合や下記の所管部署に受給の有無を照会する場合があります。)

ひとり親世帯の場合	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 母子・父子医療費助成 <input type="checkbox"/> 遺族年金
身体障がい者(児)等と同居している場合	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障がい基礎年金 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 【対象者の氏名】 【申込児童との続柄】
生活保護	<input type="checkbox"/> 受給している